**平成２１年（フ）第１６０１号**
福岡市東区社領３丁目７番14号
債務者　吉永　好美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第１６１５号**
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原1840番地１リバーサイド貝田202号
債務者　伊波　　健（旧姓熊副）
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第１６２３号**
福岡市東区原田１丁目47番20号
債務者　吉永　巧美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第１６５１号**
福岡市中央区六本松４丁目８番12―203号
債務者　木場田あゆみ
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第１６６８号**
福岡県前原市波多江駅北２丁目16番15―102号
債務者　壽崎かおり
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第１６８０号**
福岡市博多区相生町３丁目３番43―203号
債務者　穴井　克典
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第１６８６号**
福岡県中間市岩瀬１丁目24番31号
債務者　川上　龍一
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第１６８９号**
福岡市東区奈多１丁目３番20―708号
債務者　仲　健一郎
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第１６９９号**
福岡市東区社領３丁目７番14号
債務者　吉永　宣之
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第１７１６号**
福岡市南区西長住２丁目34番２号
債務者　津輕　栄美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第１７２９号**
福岡市博多区東比恵３―20―５エメラルドマンション比恵401
債務者　関口　雅博
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第１７３０号**
福岡市博多区東比恵３―20―５エメラルドマンション比恵401
債務者　関口　利恵
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第１７３１号**
福岡市博多区東比恵３―20―５エメラルドマンション比恵401
債務者　関口　妙子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第１８４０号**
福岡県糸島郡志摩町大字師吉810番地の６
債務者　杉山　康子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第１８８１号**
福岡市中央区桜坂３丁目11番20―302号
債務者　板橋ゆかり
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第１８９６号**
福岡県筑紫野市筑紫駅前通１丁目154番地３ピナクル筑紫B201号
債務者　沖　　勇一
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第１８９８号**
福岡市早良区原８丁目18番３号
債務者　平野　　誠
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部